

### 覚書修正確認書

## インドネシア共和国保健省と三重県との間の 介護福祉士・看護師としての就労に向けた 介護・看護分野の人材育成に関する覚書

インドネシア共和国保健省と三重県（以下、「両者」という。）は、

インドネシア共和国保健省と三重県との間で２０２４年７月３０日に締結した覚書（以下、「本覚書」一部条項を修正する意向であることを確認した。

本覚書第９項「修正」、両者が書面による同意を得て、本覚書の任意の部分を見直すもしくは修正することができる旨の規定を適用する。

各国の適用される法令に従い、  
両者は以下のとおり了解した。

### 第１項

本覚書の第２項「協力の範囲」は、以下のとおり修正されるものとする。

- １．インドネシア共和国保健省は、インドネシアの国立医療福祉大学における日本語課程の設置及び学習支援の提供を通じて、三重県内で介護・看護の分野で働く意欲のあるインドネシア人医療保健人材を積極的に支援し、また、三重県に熟練したインドネシア人保健医療人材を毎年優先的に送り出すよう積極的に取り組む。
- ２．三重県は、インドネシアから来た人材が、三重県内において介護・看護分野の仕事に就くことができるよう、受け入れ支援を行う。
- ３．三重県は、インドネシア保健医療人材が介護分野で円滑に就労・定着できるよう、県内介護施設等が行う受入れ環境の整備や介護福祉士の資格取得に向けた支援を行う。
- ４．インドネシア共和国保健省と三重県は、インドネシアから来た人材の三重県内における就労に向けて、看護分野における人材育成や学生、教員の交流促進など教育機関間の連携に取り組む。

### 第２項

本覚書第４項「実施」は、以下の通り修正され、読み替えられるものとする。

- １．本覚書の実施は、プロジェクトのプログラム、機関、資金調達、協力活動の条件、関与する人員、そのほかの詳細な技術的事項（共同実施計画）の取り決めを通じて行われることとする。

2. 本覚書の実施状況をモニタリング及び評価することを目的として、両者は少なくとも年に1回、定期的に会合を開催するものとする。当該会合の開催方法については、両者間で合意する。会合の開催が困難な場合には、両者は会合に代えて文書による情報交換を行うものとする。

### 第3項

1. 本確認書は、両者が署名を完了した日から効力を生じ、本覚書の一部をなすものとする。  
2. 本覚書のその他すべての条項は変更されず、引き続き有効、拘束力を有し、執行可能なものとする。  
本証として、下記署名者は、正式に権限が付与され、本確認書に署名する。

本確認書は2025年5月6日、インドネシアにおいて、インドネシア語、日本語、および英語の各言語でそれぞれ2通作成された。いずれの言語も同等に有効とするが、本議定書の解釈に相違が生じた場合は、英文を優先する。

インドネシア共和国保健省



ユリ ファリアンティ  
保健医療人材総局長

三重県



一見 勝之  
知事